

訴 状

【要約版】

請求の趣旨

- 1 被告は、原告妻に対し、7347万9171円及び2021年2月7日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
 - 2 被告は、原告長男及び原告次男に対し、各4767万4026円及び2021年2月7日から支払済みまで年3分の割合による金員をそれぞれ支払え
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

I 事案の概要

相嶋静夫氏は、大川原化工機株式会社の顧問を務めていた者である。原告らのほかに静夫氏の相続人はいない。

静夫氏は、大川原社の役員である大川原氏及び島田氏と共に、外為法の規制物件である噴霧乾燥器を経済産業大臣の許可を得ずに中華人民共和国及び大韓民国に輸出したとの外為法違反の嫌疑で、2018年（平成30年）10月3日に会社事務所の捜索を受け、それ以降、会社の従業員とともに、任意の取調べに応じていた。

ところが、静夫氏ら3名は、2020年（令和2年）3月11日から逮捕・勾留された後、2つの公訴事実により公訴提起された。

静夫氏の弁護人は、7回にわたって保釈請求を行ったが、いずれも東京地方裁判所の裁判官により却下された。静夫氏は、同年10月には胃がんと診断されたが、なお保釈請求は却下され、迅速に適切な治療を受ける機会を奪われ続けた。2021年（令和3年）2月7日、約11か月間という長期にわたり身体拘束を受けた末、進行胃がんにより死亡した。

大川原氏及び島田氏に対する刑事手続はその後も継続したが、2021年7月30日、検察官は公訴を取り消し、これを受けて裁判所が同年8月7日に公訴棄却決定をしたことにより、終了した。

本件は、原告らが、被告に対し、裁判官らによる各逮捕状の発付、勾留状の発付、接見等禁止、勾留延長、勾留更新及び保釈請求の却下（これらに対する弁護人の準抗告に対する棄却決定を含む。）はいずれも違法であるから、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償（静夫氏の死亡慰謝料の各相続分、遺族固有の慰謝料等及び弁護士費用）の支払を求める事案である。

なお、原告らは警察官及び検察官の違法行為について国家賠償請求訴訟を提起して勝訴し、その損害の一部の賠償を受けている。

また、今回の公訴提起自体が誤りであったこと、無罪を主張した静夫氏が長期間にわたって身柄拘束されたこと、この身柄拘束のために適切な医療を受けることができないまま病死したことについては、検察庁による検証が行われた。他方で、令状を発付し、保釈請求を却下し続けた裁判官及びその判断を是認した裁判所の責任はいまだに明らかにされていない。

II・III 略

IV 国家賠償責任

はじめに

相嶋静夫氏は、無実であり、本来であれば家族と共に穏やかな生活を送っていたはずであった。しかし、突如として長期間の身体拘束を受け、その結果、家族や医師による支援から隔絶された状態に置かれ、自由を奪われたまま、適切な治療を受ける機会を失い、死亡するに至った。

このような結果を招いた直接の要因は、身体拘束を継続した裁判官の判断にある。裁判官は、法令解釈及び事実関係を精査をすることなく、罪証隠滅や逃亡のおそれを安易に肯定し、重大な疾病に罹患し死期が迫る状況にあっても、保釈や勾留取消しをしなかった。しかも、このような判断は、30名を超える裁判官に

よって反復されている。これは刑事司法に内在する構造的・組織的な問題を示すものである。

我が国の刑事司法においては、憲法及び法が本来要求する厳格な身体拘束の要件が、抽象的かつ被疑者・被告人に不利な方向で解釈され、逮捕・勾留及びその更新が広く認められる一方、保釈については制限的に運用されている。このような運用は「人質司法」と評され、長年にわたり批判が積み重ねられてきた。このような運用の帰結が、本件の結果をもたらした。それにもかかわらず、裁判官らは、なおその判断の過程及び原因について十分な検証を行っていない。検証を欠く以上、再発防止は期待し得ない。

本件において、身体拘束に関する各処分 of 具体的根拠を明らかにすることを妨げる事情はない。被告は、37名の裁判官それぞれが、いかなる具体的根拠に基づいて上記の判断に至ったのかを明らかにすべきである。そうでなければ、「人質司法」は存在しないとする国の主張は根拠を欠くものといわざるを得ない。

違法性

1 裁判官の身体拘束に関する判断の違法性の前提となる憲法の規律

日本国憲法は、31条、33条及び34条で身体拘束の厳格な規律を定める。

憲法33条は、独立した裁判官のみに身体拘束の最終権限を委ねている。刑事訴訟法では逮捕状や勾留状の発付権限は裁判官に限定されている（199条、207条）。

憲法34条は、逮捕と勾留について、最低限守られるべき手続的保障を定める。A 情報として身体拘束の理由を確知させること、B 適格な弁護人によって身柄拘束からの解放を目指した弁護活動を行ってもらい権利を保障すること、C 拘禁には、継続的な身柄拘束である拘禁を正当化する十分な理由(adequate cause)を必要とすること、D 拘禁者が、被拘禁者とその弁護人が出席する公開の法廷で、拘禁の「正当な理由」を証拠によって立証することである。

裁判官は、法律が定める逮捕・勾留の要件を証拠に基づいて厳格に判断するという憲法上の職責を果たすにあたり、事実を取り調べることができる（刑訴法43条3項、刑事訴訟規則33条3項、4項）。憲法の要請を実現するために、必

要に応じて事実を取り調べて、逮捕・勾留の要件の有無を確認することは、憲法31条が要求する裁判官の責務である。

裁判官の身柄拘束に関する判断の違法性を検討する際には、これらの憲法上の規律を無視することはできない。裁判官の判断の中に憲法を無視するものがあり、その違法性が民事裁判で問われたならば、これらの憲法の要請を実現するために、厳格な違法審査が不可欠である。司法の独立とは、憲法の要請を実現するために憲法が自ら組み込んだ統治のルールである。司法が市民の権利を侵害したと指摘され、憲法価値の回復や実現を求めて民事裁判が提起されたときに、司法の独立を口実に緩やかな審査がなされることを、憲法は許容していない。

2 違法性の判断枠組み

(1) 違法性の判断枠組み

本件各処分（逮捕、勾留、接見等禁止、勾留延長、保釈請求却下及び勾留更新）の違法性については、各判断時点において、裁判官が現に入手し又は入手し得た証拠資料を総合勘案し、合理的に判断すれば、逮捕及び勾留に関する処分の要件又は権利保釈除外事由が充足されておらず、又は、権利保釈の要件に該当しないときであっても裁量保釈における裁量の範囲を逸脱していたといえる場合には、その裁判は国賠法1条1項の適用上違法である。

(2) 「争訟の裁判」に関する最高裁判決の判断枠組みを用いるべきでないこと

最高裁昭和57年3月12日判決・民集36巻3号329頁（以下「昭和57年判決」という。）は、「裁判官がした争訟の裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によつて是正されるべき瑕疵が存在したとしても、これによつて当然に国家賠償法1条1項の規定にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任の問題が生ずるわけのものではなく、右責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもつて裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があることを必要とする」との判断枠組みを示している。

しかし、本件は、昭和57年判決の射程外であり、また、その判断枠組みを拡張することもできない。

まず、昭和57年判決は、裁判官の行う「争訟の裁判」の国賠法上の違法性について判断したものである。これに対し、保釈に関する決定を含め、逮捕及び勾留に関する処分は、刑訴法に基づく身柄の処遇に関する裁判であり、当事者間の権利義務関係について裁判所が紛争を裁断するという「争訟」の性質を有するものではない。実質的にみても、逮捕及び勾留に関する処分は、いずれも捜査機関による請求と資料に基づいて行われ、対審構造（口頭弁論及び証拠調べ手続）を欠いており、また、運用実態としても武器対等（身体拘束の根拠となる捜査資料へのアクセス）などの十分な手続保障がなされていない。

本件各処分は、「争訟の裁判」には当たらないから、昭和57年判決の判断枠組みを適用することはできない。

また、昭和57年判決の判断枠組みの例示が裁判官に悪意がある場合に限定する趣旨であるとするれば、この判断枠組みを裁判官の逮捕及び勾留に関する処分にまで拡張することは極めて不当である。

そもそも国賠法1条1項は明文で「故意又は過失」を要件としており、「不当な目的」（悪意）に限定する解釈は、法文に明らかに反する。また、裁判官が「不当な目的」（悪意）をもって裁判を行うことはおよそ想定し難く、その立証も事実上不可能である。このような限定は、結果として、裁判官の行為について国家賠償法1条1項の適用を排除するに等しい。

また、この限定は、上訴審によってその誤りが是正されることを前提としている。しかし、裁判官の逮捕及び勾留に関する処分は、対審構造の下で当事者双方が主張・立証を尽くすことが保障されていない。運用実態としても、弁護人が捜査機関側の見立てや捜査資料の内容を確認した上で反論する機会は全く保障されていない（なお、本来、こうした運用実態は、憲法31条及び憲法34条後段に反するものである。）。また、裁判官は限られた時間内で令状審査を行うことが求められている（刑訴法207条5項参照）。このような手続の下においては、令状審査は捜査機関の一方的な見立てを基礎とする判断とならざるを得ない。そ

のため、裁判官が誤った判断に至るリスクは、訴訟手続に比してはるかに高い。このような実態は、上訴審においても同様である。

さらに、逮捕及び勾留に関する処分が付記される理由は、実務上、法律の条文を指摘するだけの極めて抽象的なものとどまる。それゆえ、いかなる事実及び判断過程に基づいて当該処分が行われたのかは明らかでなく、弁護人がその適否を具体的に争うことも、上訴審が事後的に審査することも困難である。その誤りが上訴審によって是正される可能性は構造的に低い。

加えて、裁判所全体において「人質司法」の運用が常態化している下では、上訴審もまた同様の運用の下で判断を行うことから、誤った身体拘束が上訴制度の枠内では是正されることは期待できない。

他方で、逮捕及び勾留といった身体拘束は、それが開始された時点で被疑者・被告人の身体、財産及び名誉のほか社会生活上の利益全般に対する重大な権利侵害が既に生じており、後に誤りが判明したとしても事後的に回復することはできない。

それにもかかわらず、国賠法上の違法性が認められる場合を悪意に限定するとすれば、誤った身体拘束に対する重要な救済手段を奪うこととなり、国賠法1条1項が公権力による権利侵害に対する救済を図った趣旨に反する。とりわけ、民事訴訟のような対審構造の下での私人間の紛争とは異なり、国家権力により突然身体の自由を奪われる被疑者・被告人にその誤判のリスクを負わせることは極めて不当である。

裁判官の逮捕及び勾留に関する処分の違法性判断について、昭和57年判決が示した「争訟の裁判」に関する判断枠組みをそのまま拡張することは不当である。

(3) 仮に昭和57年判決の判断枠組みを参考にするとしても「違法又は不当な目的」で裁判をした場合に限定されない

(4) 小括

本件各処分については、各判断時点において、裁判官が現に入手し又は入手し得た証拠資料を総合勘案し、合理的に判断すれば、逮捕及び勾留に関する処分の要件が充足されておらず、又は、権利保釈の要件に該当しないときであっても裁量保釈における裁量の範囲を逸脱していたといえる場合には、その裁判は国賠法1条1項の適用上違法となる。

3 違法性の当てはめ

(1) はじめに

本項では、37名の裁判官が行った処分について、次の4つの段階に分けて、それぞれの裁判官の判断に具体的な合理的理由がなかったことを主張する。

i	2020/3/11第1逮捕 (①)	
ii	2020/3/13第1勾留 (②) から 2020/7/22勾留更新4 (⑱) まで	弁護人の予定主張記載書面(1)が提出されるまで
iii	2020/8/24勾留更新5 (⑲) から 2020/9/23勾留更新7 (㉓) まで	弁護人の予定主張記載書面(1)が提出されてから静夫氏の体調悪化が発覚するまで
iv	2020/10/2保釈請求却下4 (㉔) から 2021/1/21勾留更新13 (㉔) まで	静夫氏の体調悪化が発覚した後

iの第1逮捕について、主に、一件記録上、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由及び逮捕の必要性がないことを認識することができたから、逮捕状を発付した裁判官の判断が合理的理由を欠くものであったことを主張する。

iiの第1勾留から勾留更新4までの各処分については、iの主張に加え、主に、一件記録上、勾留の理由又は必要性がないことあるいは権利保釈に該当する事由があることを認識することができたし、少なくとも裁判官が憲法31条及び

憲法34条後段に基づき、適切な事実の取調べ（刑訴法43条2項、刑訴規則33条3項）をしていれば、これらを容易に認識することができたことから、勾留を継続した裁判官の判断が合理的理由を欠くものであったことを主張する。

iiiの勾留更新5から勾留更新7までについては、i及びiiの主張に加え、主に、公判前整理手続における争点整理状況を踏まえれば、同様に、勾留の理由又は必要性がないことあるいは権利保釈に該当する事由があることを認識することができたはずであるから、勾留を継続した裁判官の判断が合理的理由を欠くものであったことを主張する。

ivのそれ以降の各処分については、iからiiiまでの主張に加え、静夫氏の体調が著しく悪化し、胃がんと診断され、身体拘束を継続すれば生命に重大な危険が及ぶ状態にあったことを踏まえれば、身体拘束を継続することは、(1)自由権規約7条及び憲法13条が禁止する「非人道的な取扱い」に当たり違憲・違法であった、(2)勾留の理由及び必要性を欠く状態にあったから、勾留更新してはならず、また、職権で勾留を取り消すべきであった、(3)少なくとも裁量保釈すべきであったにもかかわらず、これをしなかったことは裁量権行使の逸脱・濫用があったことを主張する。

なお、①から⑳までの本件各処分については、各時点における個別の事情も存在することから、iからivまでの処分の違法性が、各段階において全て同一の事情に基づくとは主張するものではない。また、本件各処分には、接見等禁止、勾留延長及び勾留更新の判断も含まれるが、これらの処分は、勾留の要件を満たさず、権利保釈除外事由にも該当しない場合には、当然に違法である。そこで、以下においては、そもそも本件各処分が逮捕・勾留の要件を満たさず、また、起訴後においては権利保釈除外事由に該当しないことを中心に論じる。

(2) i 第1逮捕(①)：嫌疑の相当性(刑訴法199条2項本文)及び逮捕の必要性(同項ただし書)の判断が不合理であること

ア 「罪を犯したことを疑うに足る相当な理由」の判断が不合理であること

前提として、本件各事件は、刑事事件であるから、罪刑法定主義に照らし、法令の規定内容が漠然として不明確であった場合には、刑罰法規としてみる限りそ

の規定の効力に疑義を生じかねないのであるから、法令の規定が不明確とみられる場合には限定的に縮小解釈をするのが相当である（甲D4—3：前件控訴審判決76頁）。また、本件当時、噴霧乾燥器を不正輸出したとの事実で立件された先例はなく、本件省令を始めとする関連法令の解釈に関する司法判断は示されていないから、その要件該当性については、慎重に判断する必要があった（甲E1：最高検報告書33頁）。

本件において、経産省作成に係る平成30年（2018年）8月10日付け捜査関係事項回答書（~~甲C6~~（刑甲15））には、捜査機関から提供された資料の内容を前提とした上で、結論として、本件噴霧乾燥器1が本件省令の規制対象に「該当すると思われる」との記載があるにとどまり、経産省が本件要件ハについていかなる解釈を前提として当該結論に至ったのかは、全く示されていない。

法の解釈及び適用は裁判官の職責であるから、裁判官は、本件省令のように高度に専門的かつ技術的な事項を定める刑罰法規に該当するか否かを判断するに当たっては、経産省が示す一応の結論を確認するのでは足りず、少なくともその前提として、本件省令を定めた経産省がいかなる解釈を採用しているのかを自ら把握し、その解釈が相当な根拠のあるものであるか否かを確認する必要があった。それにもかかわらず、裁判官はこのような確認すらしていない。

また、経産省の捜査関係事項回答書（~~甲C6~~）を前提としても、捜査機関解釈が経産省の採用する解釈と一致しているかどうかは必ずしも明らかでなく、経産省が捜査関係事項回答書（~~甲C6~~）の前提として採用する解釈の根拠も不明であった。そうすると、本件要件ハの内容は不明確というほかないから、裁判官としては、本件要件ハを限定的に縮小解釈をしなければならなかった。このような縮小解釈を前提とすれば、乾熱によって装置内の細菌の一部を死滅し得るにすぎない本件噴霧乾燥器1が本件要件ハに該当すると認めるに足りる証拠資料は存在しなかった。それにもかかわらず、裁判官は、その前提となる解釈内容や根拠を確認しないまま、本件要件ハの縮小解釈を行うことなく、犯罪の嫌疑を肯定して逮捕状を発付した。

このように、第1逮捕は、証拠資料に裏付けられた客観的・合理的な嫌疑を欠き、裁判官は、そのことを容易に認識することができたにもかかわらず、本件省

令の解釈が不明確な状態を前提として、本件省令の規定を縮小解釈することなく、静夫氏について「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があると判断したことは合理的理由を欠く。

イ 「逮捕の必要性」の判断が不合理であること

捜査開始から逮捕まで約1年半が経過していたが、静夫氏がその間に罪証隠滅を図ったことはなかった。既に任意捜査段階で多くの役員や従業員の供述調書が作成されていたから、静夫氏が役員や従業員との口裏合わせをするおそれもなかった。そもそも口裏合わせをするならそれまでにいつでも可能だった。安定した生活基盤を有していた静夫氏が逃亡する具体的な根拠は皆無であった。

噴霧乾燥器を輸出する複数の同業他社のうち、許可を得ていた会社は一社のみであった上、仮に刑事裁判において大川原社の本件各噴霧乾燥器1が本件要件ハに該当すると判断されたとしても、大川原社が経産省に輸出許可申請をしていれば、経産省はこれを許可したと考えられた。本件は、そもそも刑罰権発動の必要性が極めて低い事例であり、そのため身体拘束の必要性も極めて低い事例であった。

このことは、罪証隠滅を疑うに足りる相当の理由の判断においても、逃亡のおそれの判断においても、十分に考慮されるべきであった。

裁判官は、逮捕状請求時点において、「明らかに逮捕の必要がない」ことを、一件記録上、認識し得た。

逮捕の必要があるとしてなされた逮捕状の発付は、合理的理由を欠く。

(3) ii 第1勾留(②)から勾留更新4(⑩)まで：勾留の理由及び必要性の判断が不合理であること

ア 「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」(刑訴法60条1項柱書)の判断が不合理であること

勾留における「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」(刑訴法60条1項柱書)とは、証拠資料に裏付けられた客観的・合理的な嫌疑があることをいい、逮捕における嫌疑よりも高度なものであることを要する。法令解釈は、証拠の収集

による事実関係の解明とは異なり、被疑者の身柄を拘束した上でなされる捜査によって明確化される性質のものではないから、勾留段階であるからといって、緩やかな解釈を許容する理由はない。縮小解釈を前提として犯罪構成要件に該当しないときは、証拠資料に裏付けられた客観的・合理的な嫌疑を欠くこととなる。

今回の嫌疑は、大川原社の噴霧乾燥器が、省令の定める「殺菌」の機能を備えていることを前提とする。しかし、捜査機関の採用する解釈（「捜査機関解釈」）が所管省庁である経産省の採用する解釈と一致しているかどうかすら明らかでなく、また、経産省が採用する解釈の根拠も不明であった。このような不明確な解釈を前提として、「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があると判断すること自体、そもそも合理的理由を欠く。

それを措くとしても、以下に詳論するとおり、捜査機関解釈に依拠して「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があると判断することも合理的理由を欠く。

（ア） 「殺菌」の解釈について

まず、関係法令上、本件要件への規定する「殺菌」の定義を具体的に明確にする規定は存在しない。その意味内容を確定するには制定経緯及び制定趣旨から合理的に判断するほかない。

平成25年に本件改正がなされた経緯は、オーストラリアグループ（「AG」）の合意に基づき外為法の輸出規制の対象となる貨物を追加することにあつた。その後の諸般の事情を踏まえれば、本件要件へについてもAG合意で定められた内容に従って解釈するのが自然である。

本件要件へについて、AGの主要参加国である米国の政府発行の解説書である『AGコモンコントロールリストハンドブック』（以下「AGハンドブック」という。）のテクニカルノートが引用されている。このテクニカルノートには、「『殺菌』(Disinfected)とは、殺菌効果を持った化学物質の使用により当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することを意味する」との記載がある。そうすると、AG合意は、化学物質の使用による殺菌をその対象としているというべきであるから、乾熱殺菌を含むとする捜査機関解釈はAGが示す定義に反する。

また、AGハンドブックには、「スプレードライは長年、食品、セラミック及び製薬業界において多く利用され、コーヒーやミルク、顔料、金属及び化学製品の多種多様な粉末を製造してきた。しかし、運転条件や要求される粉体サイズが大きく異なるため、これらの製品製造で使用される噴霧乾燥器はAGの規制項目に該当する可能性はかなり低い」との記載もある。噴霧乾燥器には、通常、付属ヒーターにより内部に熱風を送ることができる機能が備えられていることから、乾熱で特定の菌を死滅させる可能性があることをもって規制対象として扱われるとすれば、およそ全ての噴霧乾燥器が本件要件ハに該当することとなる。しかし、上記記載は、それとは異なり、市場に流通する多くの噴霧乾燥器はこれに当てはまらないとの前提に立つものである。そうすると、捜査機関解釈のように、乾熱殺菌を行い得る構造を備えていれば足りるとして、噴霧乾燥器であればおよそ該当する解釈を採用することは上記記載と整合しない。

さらに、AGハンドブックには、「殺菌 (Disinfection) 病原性その他の微生物を破壊すること。殺菌とは、病原性微生物として認識されている大多数の菌を死滅させることを言う」との記載もある。特定の菌を死滅させることで足りるとする捜査機関解釈は、AG合意における「殺菌」が大多数の菌を死滅することを要請していることとも整合しない。

加えて、経産省と連携して輸出管理規制の運用支援を行っているシステックが発行している『輸出管理品目ガイダンス 生物兵器製造関連資機材2017年3月第9版』によれば、規制対象の噴霧乾燥器には曝露防止性能が備わっていることが前提であり、これを要件としない捜査機関解釈は、AG合意の趣旨と乖離する。

以上からすると、捜査機関解釈は、①殺菌方法（乾熱殺菌が含まれるか否か）、②対象（一種類の微生物の死滅で足りるか否か）、③規制趣旨から導かれる性能（曝露防止性能が不要か否か）のいずれの面においても、AG合意の内容を逸脱するものであった。

裁判官は、一件記録から、捜査機関が採用した本件要件ハの解釈がAG合意の内容を逸脱するものであることを認識し得たし、少なくとも、捜査機関解釈が相当な合理性を欠くことを認識し得たから、本件省令をAG合意で定められた内容

に従って合理的に縮小解釈した上で、嫌疑の相当性について判断しなければならなかった。裁判官が、捜査機関解釈に依拠して、静夫氏に「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があると判断したことは合理的理由を欠く。

加えて、憲法34条や自由権規約の趣旨を踏まえ、裁判官は、刑訴法43条3項及び刑訴規則33条3項に基づく事実の取調べとして、静夫氏に対し、捜査機関解釈の内容及びその根拠を示した上で、反論の機会を与える義務があった。このことは、捜査機関解釈に疑義を生じさせる事情が存在する場合においては、なおさら強く要請される。しかも、上記の点は専ら法令解釈に関する問題であるから、静夫氏に対して捜査機関解釈の内容及びその根拠を開示したとしても、捜査機関の証拠収集に何らかの影響を与える可能性もなかった。

静夫氏は、十分な知見を有しており、かつ、捜査機関解釈の不合理性を裏付ける資料も存在していたから、具体的な反論を行うことが可能であった。

以上によれば、裁判官は、一件記録上、捜査機関解釈が不合理であることを認識できたし、本件各処分（②以降）の各段階において、本件要件への捜査機関解釈及びその根拠とされた資料を開示し、これに対する反論を行う機会を付与していれば、その不合理性をより一層容易に認識し得た。それにもかかわらず、裁判官が、このような事実の取調べを怠り、その結果、本来依拠すべきでない捜査機関解釈に依拠して静夫氏に「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があると判断したことは合理的理由を欠く。

（イ）本件各噴霧乾燥器の「殺菌」性能について

捜査機関解釈に関する不合理性に加え、仮に捜査機関解釈に依拠したとしても、本件各噴霧乾燥器に「殺菌」性能があると疑うに足りる相当な理由はなかったから、この点においても、裁判官が静夫氏に「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があると判断したことは合理的理由を欠く。

大川原社の噴霧乾燥器については、技術担当者や役員による、「薬剤や熱風がいきわたらない箇所が装置内部のどこかに発生するため、できません」、「熱風が行き渡らずに、温度が上がりきらない部分・・・に関しては、菌を殺すほど温度が上がらない」、「大腸菌などの細菌を除去することはできない」、「箇所に

よっては、温度が上がり切らない部分もあるので、その部分に菌が入り込んでしまった場合には、菌を殺すことができる温度まで上がらず、その部分の菌を殺すことができずに残ってしまう」などといった供述が調書として作成されていた。これらの指摘は、噴霧乾燥器の「殺菌」性能そのものに疑義を生じさせる事情だった。

他方で捜査機関解釈を支持する資料は限られていた上、いずれも実証性や合理性に乏しい内容だった。

したがって、裁判官が、捜査機関解釈に依拠した上で本件各噴霧乾燥器に殺菌性能を備えている相当な理由があるとして、静夫氏について「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があると判断したことは、合理的理由を欠く。

さらに、この点についても裁判官が、憲法などに基づき、捜査機関の根拠となる資料を被疑者又は弁護人に開示し、これに対する反論を行う機会を付与していれば、静夫氏らは、「殺菌」できない箇所が存在することを具体的な根拠とともに明らかにすることができた。そうすると、裁判官も、本件各処分（②以降）に際し、「殺菌」性能を肯定するに足りる十分な根拠がないことを、より一層容易に認識し得た。

裁判官が、このような事実の取調べを怠り、捜査機関解釈に依拠した上で本件各噴霧乾燥器に殺菌性能を備えている相当な理由があるとして、静夫氏について「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があると判断したことは、合理的理由を欠く。

イ 「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」（刑訴法60条1項2号、89条4号）の判断が不合理であること

勾留の要件解釈及びその適用は厳格な基準の下に運用されなければならない、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」とは、単なる抽象的なおそれでは足りず、具体的な資料によって裏付けられた高度の可能性のあることを要し、「誰が見てもその資料に基づけば大体罪証を隠滅すると認められる場合」を指す。

本件では、長期の任意捜査が先行して、客観証拠は既に押収済みだった。想定される主観証拠も既に証拠化されており、静夫氏の働きかけで隠滅できるようなものはなかった。さらに、長期の任意捜査の間に口裏合わせなどを含め、何らの罪証隠滅行為は行われなかった。

これに対し、検察官は、保釈請求に対する意見書において、大川原社が自社ホームページ上に本件各噴霧乾燥器が輸出規制の対象外であるとの見解を掲載していたことをもって、従業員の供述をコントロールしている可能性が高い旨を繰り返し主張していた。しかし、そもそも、法令解釈及びこれに対する当てはめは、裁判所によって最終的に確定されるべき事項である。そして、その前提となる本件各噴霧乾燥器に関する客観的証拠は押収済みであったのだから、大川原社が特定の見解を示したからといって、これが「罪証」として隠滅される性質のものではなかった。

加えて、裁判官が、捜査機関が罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由があると判断した根拠となる資料を静夫氏又は弁護人に開示し、これに対する反論を行う機会を付与していれば、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」がないことをより一層容易に認識することができたことは前述と同様である。

それにもかかわらず、裁判官が、このような手続保障と事実の取調べを怠り、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」として要求される具体的な資料によって裏付けられた高度の可能性があると判断したことは、合理的理由を欠く。

ウ 「逃亡すると疑うに足りる相当な理由」（刑訴法60条1項3号）の判断の不合理であること

静夫氏について、捜査開始以降、逃亡をうかがわせる事情はなかった。静夫氏は正業に従事し、安定した生活基盤を有していた上、妻及び同僚が身元引受人として監督を誓約していた。また、本件各事件は、形式犯的性質を有する事案で、通常は「事後審査」によって対応される類型の違反であるから、高齢の静夫氏が家庭と仕事を捨てて逃亡することなどおよそ想定し得なかったことも、前述のとおりである。

したがって、裁判官が「逃亡すると疑うに足りる相当な理由」があると判断したことは、合理的理由を欠く。

エ 勾留の必要性の判断が不合理であること

静夫氏は、当時71歳と高齢であり、高血圧、糖尿病及び不整脈という複数の基礎疾患に加え、右大腿部手術の後遺症も有していたことから、身柄拘束によって健康状態が悪化するおそれがあった。現に、静夫氏は、身柄を検察官に送致された際、押送車両の乗降時に2度も転倒しており、勾留が身体に与える負担が大ききことは明らかであった。

また、静夫氏が勾留されれば、装置試験等の重要業務に重大な支障が生じ、大川原社の事業継続そのものに深刻な影響を及ぼす状況にあった。

加えて、本件は、噴霧乾燥器の性能やこれに対する認識等、薬学的あるいは技術的に専門性の高い事項が問題となっていた。静夫氏を筆頭とするエンジニアらの説明を踏まえつつ客観的なデータを見ながら弁護人と密に相談することが静夫氏の防御上極めて重要だった。しかし、勾留によりこうした防御活動も妨げられることとなった。

静夫氏が勾留によって被る身体的・社会的な不利益及び防御上の不利益は極めて大きいものであったのに対し、前記イに述べたとおり、逃亡及び罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由はいずれもなく、勾留理由は存在しなかった。

したがって、第1勾留(②)から勾留更新4(⑱)までの各処分は、いずれも勾留の理由及び必要性を欠くものであって、その判断は合理的理由を欠くものであるから、違法である。

(4) iii 勾留更新5(⑲)から勾留更新7(㉓)まで：勾留の理由及び必要性の判断が不合理であること

2020年(令和2年)8月14日、公判前整理手続において、弁護人の予定主張記載書面(1)が提出された。これにより、争点は、①本件各噴霧乾燥器が「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」という要件(本件要件ハ)を満たすか(客観面)、②静夫氏ら3名は、本件各噴霧乾燥器が改正法に

よる規制対象に含まれるものと認識していたか（主観面）の2点であることであることが明らかとなった。

そして、弁護人の主張する解釈がAG合意の内容及び趣旨に沿ったものであることが裁判官にとって確定的に明らかとなった。

弁護人の予定主張の内容を踏まえ、裁判官が改めて一件記録を検討すれば、捜査機関が採用した本件要件への解釈が、AG合意の内容に沿わないものであることを、より一層容易に認識できた。

それにもかかわらず、iiiの段階において、裁判官が、なお静夫氏について「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があるとして身体拘束を継続した判断は、合理的理由を欠く。

また、法令解釈及びこれに対する当てはめは、裁判所によって最終的に確定されるべき事項であり、被告人がこれを「隠滅」することは不可能である。

主観面としても、静夫氏は本件各噴霧乾燥器の客観的性能及び輸出の事実に対する認識を争っておらず、また、謀議の存在についても争っていない。

それにもかかわらず、iiiの段階において、裁判官が、なお静夫氏について「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」があるとして身体拘束を継続した判断は、合理的理由を欠く。

(5) iv 保釈請求却下4 (24) から勾留更新13 (34) まで

ア ivの段階における各処分の前提となる事情

2020年（令和2年）9月23日頃、静夫氏は強いめまいがするようになるとともに、視野が暗く狭くなる症状を発症した。同月25日にはさらに症状が悪化し、声を出すのも辛い状態となった。医師によると、貧血の症状が出ていること、便が黒く、排便後に肛門を拭くと血がついていること等の所見から、腸内で出血が疑われ、全身状態良好とはいえない状態であった。

その後、10月1日までの間に3回、合計1200ccもの輸血を必要とするほど病状が悪化した。同日に内視鏡検査を受け、病理検査の結果、悪性腫瘍であると診断された。

同日頃から、固形物を食べることができず、液体状の栄養剤しか摂取できない状態となり、体重も急激に減少し、輸血後も体調が悪化したままの状態にあった。

同月7日には、東京拘置所の医師から胃がんでであると告知された。しかし、東京拘置所内では、治療はおろか必要な検査すら実施されていなかった。

その後、同月16日の午前8時から午後4時までの間の勾留執行停止決定を受け、同日、順天堂大学医学部附属順天堂医院を受診した。このとき、進行胃がんであるとの診断を受けたものの、時間の制約から、検査及び治療までは受けることができなかった。

続けて、11月5日から20日まで勾留の執行を停止する旨の決定を受け、同月6日、横浜市立市民病院を受診したところ、医師の指示により即日入院するとともに、肝臓への癌の転移が発見され「多発肝転移」を疑う所見があるとされた。同月10日頃から化学療法及び経静脈栄養を開始した。この頃、余命半年から1年半くらいであるとの宣告を受けた。12月6日に退院が予定されていたものの、化学療法の継続が予定されていた。通院加療で治療が尽きるものではなく、その後も闘病生活を送ることとなることが予想された。

上記の事情と並行して、公判前整理手続での主張・立証の整理も進んでいた。弁護人からは、噴霧乾燥器の「乾燥室測定口」が最も温度の上がらない箇所であり、当該箇所の最高温度は空焚き状態でも、本件噴霧乾燥器1につき53.0℃、本件噴霧乾燥器2につき59.2℃にとどまるとの実験結果が記載された証拠資料が提出されていた。

11月9日に行われた打合せでは担当裁判官が、「本件は長期間勾留したまま審理するのが相当な事案とはいえ、可能であれば保釈する方向で検討すべき事案であると考えている」と述べた。

イ 自由権規約7条違反であること

自由権規約7条は、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰を受けない」と定める。

被拘禁者の生命又は健康に重大な危険が及び、医療上の必要性が認められる場合において、これを放置し、又は適時適切な治療を受ける機会を確保しないまま身体拘束を継続することは、当該被拘禁者に著しい身体的・精神的苦痛を与える。さらに、余命が限られた状態にある被拘禁者については、残された時間をいかに過ごすかという人格的利益が強く保障される。そのような状況においてなお身体拘束を継続し、家族との時間や穏やかな生活の機会を奪うことは、人間の尊厳を著しく損なう。

静夫氏は重篤な疾病に罹患し、速やかな精査及び治療を要する状態にあったのみならず、余命が限られた状況にあったにもかかわらず、裁判官らはこれらの事情を十分に考慮することなく身体拘束の継続を許容した。その結果、静夫氏は回復不能な身体的・精神的苦痛を被るとともに、晩年を尊厳のある形で過ごす機会を奪われた。

静夫氏に極度の貧血症状が認められた2020年（令和2年）9月25日以降、勾留を取り消すことなく身体拘束を継続した行為は、自由権規約にも違反する。

ウ 憲法13条違反であること

憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される」と定め、生命・自由及び幸福追求に対する権利に対し最大限の尊重を要求している。刑事訴訟法1条は「刑事事件につき、公共の福祉と個人の基本的人権の保障を全う」することを求めている。

被告人が進行胃がんにより患し、生命に危険が及んでいる場合にまで身体拘束を継続することは、その者を刑事手続の維持のための手段として扱うことにほかならない。このような取扱いは、個人の生命を公益に従属させるものであって、憲法13条の要請に反する。

静夫氏に極度の貧血症状が認められた2020年（令和2年）9月25日以降、勾留を取り消すことなく身体拘束を継続した行為は、憲法13条にも違反する。

エ 職権で勾留を取り消さない判断が不合理であること

本件では、勾留の理由も必要性もなかったのであるから、裁判官は、勾留更新をしてはならず、また職権で勾留を取り消さなければならなかった（刑訴法87条1項）。

本件各事件は、当初から、嫌疑の相当性が認められない事案であった。また、最低温箇所についても、大川原社の役員や従業員から、捜査機関側の見立てに反する具体的な事実を指摘する供述があった。

とりわけ、2020年（令和2年）10月19日以降の段階においては、弁護人から温度測定結果報告書が新たに提出され、仮に捜査機関解釈を前提としても、本件各噴霧乾燥器に「殺菌」性能がないことを直接基礎付ける客観的証拠が示されていた。これらの事情を踏まえれば、この時点において、捜査機関解釈を採用したとしても、静夫氏が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由はなかった。

それにもかかわらず、嫌疑の程度について実質的な再検討を行うことなく、なお身体拘束を継続した判断は、合理的理由を欠く。

また、罪証隠滅のおそれの判断も合理性を欠いていた。とりわけ、2020年（令和2年）9月25日以降、静夫氏の体調は著しく悪化し、同年10月16日には進行胃がんと診断され、治療に専念することが不可欠な状態に置かれていた。そのため、自らの生命健康を害する危険を冒してまで、従業員等に働きかけて罪証を隠滅する客観的可能性はなく、また、罪証隠滅を図ろうとする主観的可能性もなかった。実際、受訴裁判所の裁判官は、「可能であれば保釈する方向で検討すべき事案である」と述べており、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」がないと評価していた。

さらに、逃亡のおそれの判断も合理性を欠いていた。静夫氏は重篤な疾病の発覚後、医療機関への入院又は自宅における療養の下で継続的ながん治療を受けることが不可欠な状態にあった。逃亡すれば治療を受けられず死に直結するのだから、逃亡することは現実的に不可能であった。

勾留執行停止の前後を通じて、勾留の必要性もなかった。静夫氏は、2020年（令和2年）9月25日以降、体調が著しく悪化し、同月16日には進行胃がんと診断された。それにもかかわらず、勾留の継続により、静夫氏は拘置所内に

において必要な精密検査及び治療を受けることができず、適切な医療へのアクセスが著しく制限されていた。静夫氏の親族及び弁護人は、勾留執行停止状態の患者を受け入れることができる医療機関を探していたが、受け入れ可能な医療機関は見つかっていなかった。以上のような状況は、裁判官も認識していた。

また、勾留執行停止を受けて以降、静夫氏が罪証隠滅又は逃亡を図ろうとした形跡は一切ない。重篤な疾病の下で継続的な治療を受ける必要があった静夫氏にとって、従業員等に働きかけるなどの態様によって罪証隠滅を図ったり、逃亡するなどとは到底考え難い状況であった。静夫氏を保釈することにより訴訟の適正な進行が害されるおそれは存在しなかった。

このような事情の中で、勾留更新をし、また、勾留を取り消さなかった裁判官の判断は合理的理由を欠く。

オ 裁量保釈しない判断が不合理であること

刑訴法90条に基づく裁量保釈は、個別事案に即した人身の自由の保障を実質化するための重要な調整機能を担う制度として、被告人に生じている具体的かつ重大な不利益の内容を十分に考慮して、適切に運用されなければならない。

また、勾留執行停止がなされたことは保釈の必要性がないことを意味しない。期限の定められた執行停止では、中長期的な治療計画（手術、継続的な化学療法、緩和ケア等）の策定は著しく困難である。一般に、終期の定められた勾留執行停止状態の患者を受け入れることに難色を示す医療機関は少なくなく、検査や治療の内容等が制限される。さらに、余命が限られている被告人にとっては、期間の制約のある勾留執行停止下に置かれたままの状態であることが、残された時間を人として尊厳ある形で過ごす機会を著しく制約する。裁量保釈の判断に当たっては、生命維持及び治療の実効性の観点のほか、限られた余命をどのような環境で過ごすことになるのかという観点からも、身柄拘束を継続することが相当か否かを判断すべきであった。

勾留執行停止前後ともに、裁量保釈をせず、身体拘束を継続した裁判官の判断は合理的理由を欠く。

(6) 小括

以上のとおり、本件各処分はいずれも、各判断時点において、裁判官が現に入手し又は入手し得た証拠資料を総合勘案し、合理的に判断すれば、逮捕及び勾留に関する処分の要件が充足されていないこと、権利保釈除外事由がないことは明らかであった。また、権利保釈の要件に該当しない場合であっても裁量保釈における裁量の範囲を逸脱していたものであった。さらに、静夫氏に極度の貧血症状が認められた2020年（令和2年）9月25日以降、身体拘束を継続した行為（保釈請求却下4〔㉔〕以降の各処分）は、上記のほか、憲法13条及び自由権規約7条にも違反するものであった。

よって、国賠法1条1項の適用上違法である。

故意又は重過失

本件各処分は、裁判官が、各判断時点において、裁判官が現に入手し又は入手し得た証拠資料を総合勘案すれば、本件各処分の要件に該当しないことを容易に認識できたにもかかわらず、これを看過してなされた。

とりわけ、静夫氏の体調が悪化して以降は、勾留理由の程度と比較して、静夫氏の生命に対する危険が著しく大きく、勾留を取り消し、又は裁量保釈をすべきことは明白であった。それにもかかわらず、再検討を行うことなく漫然と身体拘束を継続した判断は、裁判官として通常尽くすべき注意義務を著しく怠ったものというべきである。

したがって、本件各処分は、いずれも故意又は重過失によるものである。前記前記の判断枠組みによれば、過失があれば違法となるが、仮に原告らの主張とは異なる判断枠組みを採用したとしても、なお違法である。

損害及び因果関係

1 静夫氏に生じた精神的損害

静夫氏は、本件各処分による身体拘束そのものにより被った精神的苦痛、名誉の侵害により生じた精神的損害、取調受忍義務を伴う取調べにより生じた精神的損害、医療の選択に係る自己決定権の侵害により被った精神的苦痛、体調悪化

後、医療の勾留執行停止後も勾留取消しや保釈がなされなかったことにより被った精神的苦痛、生存の相当程度の可能性が侵害された。これらの損害の合計は1億円をくだらず、原告妻が合計5000万円を、原告長男及び原告次男が各2500万円を、それぞれ相続した。

2 原告らに生じた固有の慰謝料

静夫氏の死亡により原告らが被った精神的苦痛は甚大であり、原告ら各自に固有の慰謝料請求権が認められる。その額は、各自2000万円を下らない。

3 原告妻に生じた経済的損害

原告妻が被った固有の経済的損害は11万9200円を下らない。

4 弁護士費用

本訴にかかる弁護士費用として、原告妻につき701万1920円、原告長男及び原告次男につき各自450万円を下らない。

5 既払金

原告らは、静夫氏の身柄拘束に係る刑事補償及び捜査機関の行為を原因とする損害賠償として、国及び東京都から一定の金員の支払を受けた。その額は、原告妻につき365万1949円、原告長男及び原告次男につきそれぞれ182万5974円である。本訴訟の請求はこれらを上記損害から控除したものである。

6 小括

以上を整理すると、原告妻は7347万9171円、原告長男及び原告次男は各4767万4026円の国家賠償請求権を有する。

V 結語

よって、裁判官による本件各処分はいずれも違法であるから、国家賠償法1条1項に基づき、原告妻は、被告に対し、7347万9171円、原告長男及び原告次男は、被告に対し、各4767万4026円の損害賠償及び令和3年2月7日から支払済みまで年3%の割合の各遅延損害金の支払をそれぞれ求める。

以上

(別紙)

本件各処分

	番号	日付	出来事・処分	証拠番号	担当裁判官
		2016/5/31 (平成28年)	第2事件公訴事実第1(関税法違反)記載の 申告日 機種「RL-5」		
		2016/6/2	第2事件公訴事実第1(関税法違反)第1事件 公訴事実(外為法違反)記載の輸出日 機種「 RL-5」		
		2017/5 (平成29年)	警視庁公安部は捜査を開始		
		2018/2/19 (平成30年)	第2事件公訴事実第2の1(関税法違反)記載 の申告日 機種「L8-i」		
		2018/2/21	第2事件公訴事実第2の1(関税法違反)第2 事件公訴事実第2の2(外為法違反)記載の 輸出日 機種「L8-i」		
		2018/10/3	警視庁公安部は、大川原社の搜索差押えを 行い、パソコン、書類、サーバコンピュータなど を押収した		
			静夫氏、大川原氏、島田氏のほか大川原社 の従業員ら関係者50名が任意での取調べに 応じた(合計291回、大川原氏40回、島田氏 39回、静夫氏18回)		
i	①	2020/3/10 (令和2年)	第1事実につき逮捕状発付	甲A3-1	岡野清二
		2020/3/11	第1事実につき静夫氏らを逮捕		
		2020/3/12	第1事実につき勾留請求		
ii	②	2020/3/13	第1事実につき勾留+接見等禁止	甲A3-2	世森ユキコ
		2020/3/16	勾留に対する弁護士準抗告申立て	甲A3-3	
	③	2020/3/17	第1勾留に対する準抗告棄却	甲A3-4	吉崎佳弥 井下田英樹 池田翔平
	④	2020/3/19	第1勾留延長	甲A3-2	島田一
		2020/3/27	第1勾留延長に対する弁護士準抗告申立て	甲A3-5	
		2020/3/27	勾留理由開示		

⑤	2020/3/27	第1勾留延長に対する準抗告棄却	甲A3-6	石田寿一家入美香 一社紀行
	2020/3/31	検察官が本件被疑事実1について静夫氏らを起訴(第1事件)		
	2020/3/31	静夫氏 顧問契約終了		
	2020/4/6	静夫氏保釈請求(1回目)	甲A3-7	
	2020/4/7	検察官意見(不相当であり却下すべき)		
⑥	2020/4/8	保釈請求を却下(1回目)	甲A3-8	遠藤圭一郎
	2020/4/14	保釈請求却下1に対する弁護士準抗告申立て	甲A3-9	
⑦	2020/4/15	保釈請求却下1に対する準抗告棄却	甲A3-10	蛭田円香 坂田正史 島尻大志
	2020/4/27	第1事件が公判前整理手続に付された		
	2020/5/18	検察官は証明予定事実記載書及び証拠調べ請求書を提出		
	2020/5/20	弁護士、求釈明書提出(本件要件ハの各文言の解釈及び証拠構造等)		
⑧	2020/5/21	第2事実につき逮捕状発付	甲A3-11	長野慶一郎
⑨	2020/5/21	勾留更新1(罪証隠滅、逃亡)	甲A3-12	藤井俊彦
	2020/5/26	第2事実につき静夫氏らを逮捕		
	2020/5/27	第2事実につき勾留請求		
⑩	2020/5/28	本件噴霧乾燥器2の輸出につき勾留+接見等禁止	甲A3-13	宮本誠
	2020/5/29	勾留執行停止決定(5/31 10:00~18:30 義父の葬儀参列のため)		
	2020/6/1	勾留に対する弁護士準抗告申立て	甲A3-14	
⑪	2020/6/1	第2勾留に対する準抗告棄却	甲A3-15	品川しのぶ 深野英一 渋谷俊介
⑫	2020/6/5	第2勾留延長	甲A3-13	岡田佳子
	2020/6/8	勾留延長に対する弁護士準抗告申立て	甲A3-14	

	⑬	2020/6/9	第2勾留延長に対する準抗告棄却	甲A3-17	小林謙介 西山志帆 松村光泰
		2020/6/15	検察官が第2事件について静夫氏らを追起訴		
		2020/6/19	静夫氏保釈請求(2回目)	甲A3-18	
		2020/6/22	検察官意見(不相当であり却下すべき)		
	⑭	2020/6/23	保釈請求を却下(2回目)	甲A3-19	遠藤圭一郎
	⑮	2020/6/23	勾留更新2(罪証隠滅、逃亡)	甲A3-20	宮本誠
		2020/6/23	第2事件が公判前整理手続に付された		
		2020/6/30	検察官は証明予定事実記載書2及び証拠調べ請求書を提出		
		2020/7/3	保釈請求却下2に対する弁護士準抗告申立て	甲A3-21	
	⑯	2020/7/3	保釈請求却下2に対する準抗告棄却	甲A3-22	楡井英夫 赤松亨太 竹田美波
		2020/7/7	静夫氏が東京拘置所に移送された		
		2020/7/10	静夫氏の血液検査の結果が判明し、血色素数(ヘモグロビン濃度)が10.9g/dlを示した。拘置所の医師は対応せず		
	⑰	2020/7/22	勾留更新3(逃亡、罪証隠滅)	甲A3-23	本村理絵
	⑱	2020/8/5	勾留更新4(逃亡、罪証隠滅)	甲A3-24	宮本誠
		2020/8/14	弁護士は予定主張記載書面(1)、証拠意見書を提出した		
iii	⑲	2020/8/24	勾留更新5(逃亡、罪証隠滅)	甲A3-25	藤井俊彦
		2020/8/26	静夫氏保釈請求(3回目)	甲A3-26	
		2020/8/28	検察官意見(不相当であり却下すべき)		
		2020/8/29	静夫氏は胃痛を訴えた。医師はFK配合散(胃薬)を処方した		
	⑳	2020/8/31	保釈請求3を却下(3回目)	甲A3-27	宮本誠
		2020/9/4	静夫氏は再び胃痛を訴えた。医師はFK配合散の処方をつづけた		
	㉑	2020/9/7	勾留更新6(逃亡、罪証隠滅)	甲A3-28	道垣内正大

		2020/9/10	静夫氏は黒色便を認識した		
		2020/9/16	保釈請求却下3に対する弁護士準抗告申立て	甲A3-29	
	㉒	2020/9/16	保釈請求却下3に対する準抗告棄却	甲A3-30	蛭田円香 島尻大志 佐藤みなと
	㉓	2020/9/23	勾留更新7(逃亡、罪証隠滅)	甲A3-34	佐藤薫
		2020/9/25	静夫氏は、東京拘置所内で貧血の症状を発症し、その後、同日から3回にわたり輸血処置(合計1200cc)を受けた。その際、東京拘置所内の医師より、黒色便がみられることから消化管出血が疑われると診断された		
		2020/9/28	静夫氏は、貧血所見を確認するため再度血液検査を受けた。血色素数は5.1g/dlと低下していた。同日400mlの輸血が実施された		
		2020/9/29	静夫氏保釈請求(4回目) 体調が著しく悪化していることを主張	甲A3-32	
		2020/9/30	静夫氏は消化管出血の疑いと診断され「全身状態良好とはいえない」と記録された		
		2020/10/1	静夫氏は、東京拘置所内での内視鏡検査(胃カメラ)の結果、幽門部(胃の出口に当たる部分)に大きな潰瘍が認められ、胃がん疑いと診断され、病理検査の結果、悪性腫瘍であると診断された 弁護人は、東京拘置所長に対し、「至急設備の整った外部医療機関に搬送し、専門医による診察、検査及び治療を受けさせる」よう申し入れた		
		2020/10/1	検察官意見(不相当であり却下すべき)		
iv	㉔	2020/10/2	保釈請求を却下(4回目)	甲A3-33	本村理絵
		2020/10/5	第1回公判前打合せ 争点は、①本件各噴霧乾燥器が「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」の要件を満たすか(客観面)、②被告人らは、本件各噴霧乾燥器が本件改正法による規制対象に含まれるものと認識していたか(主観面)の2点である		
	㉕	2020/10/6	勾留更新8(逃亡、罪証隠滅)	甲A3-34	藤井俊彦
		2020/10/6	静夫氏は、東京拘置所長に対し、至急設備の		

		整った外部医療機関に搬送し、専門医による診察、検査及び治療を受けさせるよう申入れ		
	2020/10/7	静夫氏に胃がんの告知		
	2020/10/8	静夫氏は、東京拘置所長に対し、至急設備の整った外部医療機関に搬送し、専門医による診察、検査及び治療を受けさせるよう申入れ		
	2020/10/8	勾留執行停止の申立て(10/16 8:00~18:30) 悪性腫瘍について検査する必要性について主張	甲A3-35	
	2020/10/9	検察官意見(しかるべく。ただし16:00まで)		
	2020/10/9	勾留執行停止決定(10/16 8:00~16:00)	甲A3-36	岡田佳子
	2020/10/16	静夫氏は、順天堂医院において診察を受け、「進行胃がん」「病气診断のため精密検査が必要な状態である」と診断された。ただし、「事前連絡なく来院されても診療はできない。改めて事前連絡の上来院してほしい」と告げられ、検査、治療は行われなかった また「患者の健康状態によって実施できる検査の内容及びそれに要する期間は変動するため、検査内容及び期間を事前に確定することはできない」「勾留執行停止状態の患者を受け入れることはできない」との回答があった		
	2020/10/19	静夫氏保釈請求(5回目) 胃がんと発覚した後、検査・治療を受けられていないことを主張	甲A3-37	
	2020/10/19	弁護人は温度測定結果報告書を含む証拠の証拠調べ請求書を提出		
	2020/10/20	検察官意見		
②⑥	2020/10/21	保釈請求を却下(5回目)	甲A3-38	牧野賢
②⑦	2020/10/22	勾留更新9(罪証隠滅、逃亡)	甲A3-39	大伴慎吾
	2020/10/26	検察官は証明予定事実記載書3を提出		
	2020/10/27	弁護人 勾留執行停止の申立て	甲A3-40	
	2020/10/28	勾留執行停止決定(11/5~11/20)	甲A3-41	本村理絵
②⑧	2020/11/4	勾留更新10(罪証隠滅、逃亡)	甲A3-42	道垣内正大
	2020/11/5	弁護人は予定主張記載書面(2)を提出 静夫氏は11/5富士宮市の自宅に帰宅		

	2020/11/6	弁護人は予定主張記載書面(2)を提出 静夫氏は、横浜市立市民病院を受診。胸・腹・ 骨盤CTを施行。多発肝転移が判明したため 手術不適合となり化学療法(抗がん剤)を行う こととなった。即日入院		
	2020/11/9	第2回公判前打合せ 裁判官「当職としても、本件は長期間勾留した まま審理するのが相当な事案とはいえず、可 能であれば保釈する方向で検討すべき事案 であると考えている。もっとも、実質証拠が全 部不同意のままの現状では、保釈の判断は 困難ということなのではないか。」		
	2020/11/10	化学療法及び経静脈栄養開始。歩行できるま でに回復したが、根治が望めず、余命が半年 から1年半程度と宣告された		
	2020/11/14	弁護人 勾留執行停止の申立て	甲A3-43	
	2020/11/16	勾留執行停止決定(11/20~12/14)	甲A3-44	向井亜紀子
②9	2020/11/19	勾留更新11(罪証隠滅、逃亡)		本村理絵
	2020/11/24	弁護人は、原告次男の接触禁止を解除するよ う勾留執行停止の指定条件の変更の申立て	甲A3-45	
	2020/11/25	勾留執行停止の指定条件の変更	甲A3-46	岡田佳子
	2020/12/1	静夫氏ら保釈請求(6回目) 肝臓への転移を伴う進行胃がんであり重篤な 疾病である旨主張	甲A3-47	
	2020/12/3	上申書(被告人の所在場所の追加)		
	2020/12/3	検察官意見(不相当であり却下すべき)		
③0	2020/12/4	保釈請求を却下(6回目)	甲A3-48	三貫納隼
	2020/12/6	静夫氏一時退院。病院近隣のマンションで療 養を継続		
	2020/12/7	勾留執行停止の申立て	甲A3-49	
	2020/12/9	第3回公判前打合せ		
	2020/12/9	勾留執行停止決定(12/14~6/7)	甲A3-50	本村理絵
	2020/12/17	検察官は証拠調べ請求書を提出		
	2020/12/17	保釈請求却下6に対する弁護人準抗告申立 て	甲A3-51	
③1	2020/12/17	保釈請求却下6に対する準抗告棄却	甲A3-52	守下実

				家入美香 一社紀行
③②	2020/12/21	勾留更新12(罪証隠滅、逃亡)		藤井俊彦
	2020/12/25	弁護人は証拠意見書を提出し、検察官が請求している証拠のうち当初不同意としていたものの多くを同意に変更		
	2020/12/25	静夫氏保釈請求(7回目)	甲A3-53	
	2020/12/28	検察官意見(不相当であり却下すべき)		
	2020/12/28	保釈許可	甲A3-54	鏡味薫
	2020/12/28	保釈許可に対する検察官準抗告	甲A3-55	
③③	2020/12/28	原決定を取り消し、保釈請求を却下(7回目)	甲A3-56	佐伯恒治 室橋秀紀 名取桂
	2021/1/13	化学療法が中止となり、緩和ケア病院に入院		
	2021/1/18	第4回公判前打合せ		
	2021/1/18	弁護人は証拠調べ請求書2を提出		
③④	2021/1/21	勾留更新13(罪証隠滅、逃亡)		道垣内正大
	2021/1/29 (令和3年)	弁護人は証拠意見書を提出し、検察官請求証拠の一部の証拠意見を同意に変更		
	2021/2/1	静夫氏保釈請求(8回目)	甲A3-57	
	2021/2/4	保釈請求取下げ。東京地裁は大川原氏及び島田氏について保釈決定。検察官が準抗告を申し立てたが棄却された	甲A3-58	
	2021/2/5	大川原氏及び島田氏が保釈された		
	2021/2/7	静夫氏は胃がんにより死亡		
	2021/2/25	検察官 証明予定事実記載書4提出		
	2021/3/4	第5回公判前打合せ		
	2021/3/30	第6回公判前打合せ		
	2021/5/7	第7回公判前打合せ		
	2021/5/28	第8回公判前打合せ		
	2021/6/1	裁判所争点整理案		

		2021/6/18	検察官が進行に関する上申書提出(期日延期を求める)		
		2021/6/21	検察官が進行に関する上申書②提出(期日延期を求める)		
		2021/6/23	第1回公判前整理手続期日		
		2021/7/16	第2回公判前整理手続期日		
		2021/7/30	検察官が公訴取消申立書を提出 「各公訴事実記載の噴霧乾燥器について、 『軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもの のうち省令で定める使用の噴霧乾燥器』に該当することの立証が困難と判断されたため」		
		2021/8/7	公訴棄却決定		

以上